

弊社におきましては、『お客様の安全輸送』を第一に、これを肝に銘じて輸送の安全に関して、以下の取り組みを行っております。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

九州産交バスグループは「運輸安全マネジメント体制の確立」と継続的改善を実施する。

①「安全最優先の原則」

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。

②「関係法令等の遵守」

輸送に関する法令及び会社規定を遵守し、旅客輸送における社会的責任を社内に認識させ、安全輸送を徹底させます。

③「安全管理体制の継続的改善」

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. ①輸送の安全に関する事故発生件数(目標及び結果) (自動車事故報告規則第二条に基づくもの)

令和2年度 事故発生件数(目標及び結果[R1.10～R2.09])

| | 目 標 | 実 績 |
|--------|-----|-----|
| 車両人身事故 | 0件 | 0件 |
| 車内人身事故 | 0件 | 0件 |
| 車両故障事故 | 0件 | 0件 |
| 計 | 0件 | 0件 |

令和3年度[R2.10～R3.09]事故発生件数(目標)

| | 目 標 |
|--------|-----|
| 車両人身事故 | 0件 |
| 車内人身事故 | 0件 |
| 車両故障事故 | 0件 |
| 計 | 0件 |

②輸送の安全に関する計画

弊社では、バスグループ合同安全会議及び営業所巡回を実施し、事故事例を基に、各営業所間の情報の共有化を図り、事故の再発防止に努め安全マネジメントの推進を図っております。

(1)全乗務員に対する指導教育及び監督

(2)車両代替えによる安全輸送の確保

(3)法令遵守徹底に対するマニュアルの作成

(4)輸送の安全に関する会議、教育、巡回等

- ・全営業所が参加するバスグループ合同安全会議(3ヶ月に1回)
- ・各営業所での、乗務員に対する指導教育及び監督(全乗務員、年1回以上)
- ・定期営業所巡回(月1回[うち年3回は内部監査])
- ・乗務アドバイザー教育(年6回)

③輸送の安全に関する投資等

(1)令和2年度実績[R1.10～R2.09]

| | |
|---------------------|-------|
| ①コンサルタントによる運行管理者教育等 | 925千円 |
| ②睡眠時無呼吸症候群費用補助 | 480千円 |
| ③運行管理者講習諸費用 | 229千円 |

(2)令和3年度[R2.10～R3.09]計画

| | | |
|-----------------------------|-----|----------|
| ①ドライバー異常時対応システム付き中型路線バスの導入 | 4台 | 80,000千円 |
| ②衝突回避軽減・車線逸脱警報装置付き小型路線バスの導入 | 17台 | 89,650千円 |

3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

・安全管理規程施行細則別表1-1～1-5参照

4. 事故、災害等に関する報告連絡体制

・安全管理規程施行細則別表1-1～1-5参照

5. 輸送の安全に関する重点施策

- ①輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施いたします。
- ・輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
 - ・輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
 - ・輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
 - ・輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
 - ・輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。
- ②持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。

6. 輸送の安全に関する教育及び研修実績

弊社におきましては、親会社『九州産交バス株式会社』の指導の元、バスグループ同じ方針に基づき、教育・研修を実施しております。

【令和2年度の実績(R1.10～R2.09)】

| | |
|------------------------|--------|
| ①新人旅客運転士基礎教育 | (18名) |
| ②接遇教育 | (22名) |
| ③一年教育 | (14名) |
| ④三年教育 | (8名) |
| ⑤五年教育 | (9名) |
| ⑥十年教育 | (3名) |
| ⑦シニア教育 | (0名) |
| ⑧運行管理(補助)者指導教官等教育 | (20名) |
| ⑨乗務アドバイザー教育 | (34名) |
| ⑩高速登用教育 | (0名) |
| ⑪貸切教育 | (0名) |
| ⑫復職教育 | (4名) |
| ⑬特別教育(事故惹起者教育・苦情惹起者教育) | (23名) |

【令和3年度の計画(R2.10～R3.09)】

| | |
|------------------------|--------|
| ①新人旅客運転士基礎教育 | (15名) |
| ②接遇教育 | (15名) |
| ③一年教育 | (17名) |
| ④三年教育 | (16名) |
| ⑤五年教育 | (1名) |
| ⑥十年教育 | (5名) |
| ⑦シニア教育 | (0名) |
| ⑧運行管理(補助)者指導教官等教育 | (12名) |
| ⑨乗務アドバイザー教育 | (30名) |
| ⑩高速登用教育 | 発生都度 |
| ⑪貸切教育 | (4名) |
| ⑫復職教育 | 発生都度 |
| ⑬特別教育(事故惹起者教育・苦情惹起者教育) | 発生都度 |

7. 輸送の安全に関する内部監査及びそれを踏まえた措置内容

- ①社長等による営業所巡回(月1回実施)/単独11営業所
- ②営業企画課による監査の実施(年3回実施)
 - 1)年末年始輸送安全総点検時
 - 2)春・秋交通安全運動時
 - 3)不定期による監査
- ③九州産業交通ホールディングス(株)監査室による監査の実施(年1回実施)および改善進捗調査
- ④指摘事項の改善措置及び改善状況調査

8. 安全管理規程及び安全管理規程施行細則全文

- ①安全管理規程(1～4ページ)参照
- ②安全管理規程施行細則(1～2ページ)参照

9. 安全統括管理者

営業企画部長 下 鶴 誠 志